

電気供給サービス提供条件書(四国電力管内)

提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者
・電気供給サービス提供者：岡山電力株式会社【A0385】（以下、「当社」という）
- (2) 電気供給サービス対象者
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。
・契約電力50kW未満の低圧契約であること
・四国電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること
・当社電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金

電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- 【電気料金】
・グリーン100電気プラン(従量電灯A相当) (円, 税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1契約	500.00
電力量料金	1kWh	26.50
解約金（1供給地点につき）		5,000
契約期間（最低利用期間）		1年

- ・グリーン30電気プラン(従量電灯A相当) (円, 税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1契約	350.00
電力量料金	1kWh	26.00
解約金（1供給地点につき）		5,000
契約期間（最低利用期間）		1年

※実際の請求額には燃料費調整額（毎月単価変動）および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される再生可能エネルギー発電促進賦課金（毎年単価変動）が含まれます。

【その他手数料】

電気料金とご使用量のお知らせ（WEB）	無料
電気料金とご使用量のお知らせ	330円

※電気料金とご使用量のお知らせの発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求致します。

- (4) 契約期間
契約期間は原則として各表通り（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- (5) 解約について
最低利用期間は通常供給開始日から各表の通りとし、最低利用期間内での変更または解約に対し、解約金が発生します。(1供給地点につき)
※解約金については、各表の通りとします。
※廃止（転居など）の場合は含みません。
※解約金は、残余期間に関わらず一律の料金といたします。
※途中解約された場合は、植樹と苗木のプレゼントは実施されない場合がございます。
- (6) 供給電気の種類等
・「グリーン100電気プラン」は、再生可能エネルギー指定の環境価値証書使用により、実質的に再生可能エネルギー電気100%を提供します。
また当プランは、気候変動に関する主要な国際イニシアティブ※(1)の基準に合致します。
※1.CDP・SBT・RE100
・「グリーン30電気プラン」は、再生可能エネルギー指定の環境価値証書使用により、毎月の電力使用量の30%を実質的に再生可能エネルギー電気を提供します。
※本プランにて使用する電気には非化石証書、Jクレジット、またはグリーン電力証書を使用します。尚、環境価値の調達状況により、事前通知をすることで電気料金単価が変更となる場合がございます。
- (7) グリーン100電気プランについて
グリーン100電気プランのご契約者様には、Present Tree事務局より植樹証明書が届きます。
- (8) グリーン30電気プランについて
グリーン30電気プランのご契約者様には、アーバン・シード・バンクから「里山BONSAIキット」が届きます。
BONSAIキットには、苗木が同梱されておりますので、ご不在の場合は、早めに再配達のお手続きをお願いいたします。再配達の手続きが遅れますと、苗木が枯れてしまいますので、ご注意ください。
お客様の都合による返品や交換は受け付けておりません。

個人情報の利用目的について

- お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で地域を管轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者という」）、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者との間で共同利用いたします。

お申込み方法

- 当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社インターネットまたは所定のお申込用紙に必要事項をご記入しお申し込みください。郵送でのお申し込みの場合は岡山電力株式会社（〒700-0837 岡山市北区南中央町2-11 TTK岡山ビル5F）宛にご郵送ください。
- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。現小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

供給開始時期

- 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
- ※記録型計量器が設置されていた場合は、15営業日より早く送電開始が可能です。

電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間
・前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
・契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。
・契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。
※廃止日まで使用の場合は廃止日までで算定。
・送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますのであらかじめご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定
・使用電力量の計量は、送配電事業者により設置された計量器により行います。
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量がなかった期間については、送配電事業者またはお客さまと協議のうえ決定いたします。

電気料金の支払

- (1) 支払方法
口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- (2) 請求日
支払方法が口座振替の場合、振替日は以下になります。

検針日が01～10日程	検針日の当月27日振替
検針日が11～24日程	検針日の翌月12日振替
検針日が30日程	検針日の翌月27日振替

支払方法がクレジットカードの場合、請求日はクレジットカード会社に遵守します。

- (3) 支払期日
当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (4) 請求額のインターネットでの確認
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (5) 請求書発行手数料
請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。
- (6) 翌月請求分への合算
送配電事業者からの計量値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただきます。ご注意ください。
- (7) 延滞利息の請求
お客さまが料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（220円(税込)）を合算して請求させていただきます。
- (8) 解約
お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。
・お客さまが支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合
・お客さまがこの条件書および電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合

解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付
お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- (2) 変更内容のお知らせ
変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

その他

- 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
- 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客さまの電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

上記の事項は「電気事業法（令和2年6月12日改正）」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。
※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。
※記載内容は2021年10月1日以降のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。